

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	東急建設株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 寺田 光宏	
本店所在地	東京都渋谷区渋谷 1-16-14 渋谷地下鉄ビル	

3 入札参加停止の理由

東急建設株式会社が請け負った東京都目黒区の病院建設工事において、平成29年7月3日、4階床部分のコンクリート打設作業中、同床を支えていた型枠支保工が崩壊し、同床上で作業していた作業員が墜落し、負傷した。この件について、下請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を取らなかったとして、同社および同社の使用人が、令和2年2月12日、東京簡易裁判所から労働安全衛生法違反による略式命令を受け、その刑が確定した。

4 停止期間の始期及び終期

令和3年5月11日から令和3年6月10日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内